

宮古市地域自治組織活動拠点施設支援補助金交付要綱

令和5年3月28日告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域課題の解決又は地域の融和を図るため、その活動の拠点となる施設（以下「集会施設」という。）を維持管理する地域自治組織に対し、集会施設の維持管理に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治組織 宮古市協働推進条例（平成20年宮古市条例第31号）第2条第1号に規定する地域自治組織をいう。
- (2) 集会施設 会議又は集会に必要な機能を備え、地域自治組織が独自に取得し管理する施設をいう。

(補助金の交付対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、集会施設に係る電気料、水道料、燃料代及び修繕料とする。

- 2 補助金の額は、1月から12月までの1年間に支払った対象経費の合計額（その額が15万円を超えるときは、15万円）とする。
- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域自治組織の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに宮古市地域自治組織活動拠点施設支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宮古市地域自治組織活動拠点施設維持管理費報告書（様式第2号）
- (2) 対象経費の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは宮古市地域自治組織活動拠点施設支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の決定をしたときは宮古市地域自治組織活動拠点施設支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第6条 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の請求)

第7条 規則第16条本文の規定による請求は、宮古市地域自治組織活動拠点施設支援補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。